

# 熊本県情報公開審査会の答申(平成15年1月20日付け答申第78号)の概要

## 1 事案の概要

(1) 平成11年9月7日 熊本県教育委員会(以下「実施機関」という。)に対して、「熊本県教育委員会が、熊本県高等学校体育連盟に対して支払い又は支給した補助金、助成金及び委託事情、委託事務等に関わる支出について、それぞれの経緯等を含む関連文書とその基礎となる資料のすべて(1998年度)」の開示請求があった。

(2) 平成11年9月21日 この開示請求に対して、実施機関(担当:教育庁体育保健課)は、次の3件の文書について開示決定を行った。

- ・熊本県高等学校及び盲・聾学校体育・スポーツ振興補助事業関連文書
  - ・平成10年度全国高等学校総合体育大会選手派遣事業に関する委託関連文書
  - ・平成10年度全九州高等学校体育大会開催事業に関する委託関連文書
- ただし、

旧条例第8条第2号(個人識別情報)該当を理由に、

ア 熊本県高等学校体育連盟(以下「高体連」という。)会長の氏名

イ 熊本県立盲学校長及び熊本県立熊本聾学校長(以下「盲・聾学校長」という。)の氏名

ウ 熊本県高等学校総合体育大会等における上位成績者(以下「総体上位成績者」という。)の氏名

エ 高体連の口座番号及び口座名義

旧条例第8条第8号(事務事業情報)該当を理由に、

ア 高体連に事業を委託する際に実施機関が設定した設計金額、予定価格及び当該予定価格の算定基礎(以下「予定価格等」という。)

の部分を除き開示する一部開示の決定であった。

(3) 平成11年10月5日 一部開示決定に対する異議申立て

(4) 平成11年10月14日 実施機関から熊本県情報公開審査会に諮問

(5) 今回の答申は、この諮問に対するものである。

## 2 主な争点

(1) 旧条例第8条第2号該当性(高体連会長、盲・聾学校長及び総体上位成績者の氏名は、個人識別情報として不開示とすべきか)

(2) 旧条例第8条第8号該当性(予定価格等を開示することにより、県が行う事務事業の執行に支障が生ずると認められるか)

## 3 当事者の主張の要旨

異議申立人の主張の要旨	実施機関の主張の要旨
公務執行中の公務員の個人情報及び団体の代表者名は開示すべき。	公務員の職務遂行情報に含まれる当該公務員の氏名については、平成10年9月30日以前の公文書の個人に関する情報であり、また契約相手の代表者の氏名も個人に関する情報である。

高体連に対する補助金、委託料の内容が全然分からないので、これらの情報は開示すべき。

設計金額、予定価格等については、開示することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがある情報である。

#### 4 答申の概要

##### (1) 審査会の結論

実施機関が非開示とした部分のうち、高体連の口座番号及び口座名義を除き、開示すべきである。

##### (2) 審査会の判断の要旨

高体連会長、盲・聾学校長及び総体上位成績者の氏名（開示相当）

これらの情報は、特定の個人が識別される情報であるが、新聞報道等により既に公にされており、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがない情報であることが認められたので、旧条例第8条第2号ただし書口（公表情報）に該当し、開示することが相当である。

高体連の口座番号及び口座名義（非開示相当）

当審査会では、法人等の口座番号及び口座名義は、当該法人等が金銭の出納や事業資金の管理等を行うための重要な内部管理情報として管理するのが通常であると考えられるので、開示することにより、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるという見解を既に示している。

なお、平成14年9月12日最高裁判所第一小法廷判決は、元来は事業者が内部限りにおいて管理して開示すべき相手方を限定する利益を有する情報であっても、事業者がそのような管理をしていないと認められる場合には、これが開示されることにより正当な利益等が損なわれると認められることにはならないとして、飲食代金の請求書に記載された債権者の口座番号を開示しても債権者の正当な利益等が損なわれると認められるものには当たらない旨判示している。

しかしながら、高体連は営利を目的とする団体ではないので、その業務態様も飲食業者のものとは明らかに異なり、収入の相手方も限定されるものと考えられる。

このような団体にあっては、口座番号等の情報は、内部管理情報として管理するのが通常であると考えられるので、旧条例第8条第3号に該当し、開示しないことが相当である。

高体連への事業委託契約に係る予定価格等（開示相当）

当該各委託契約は、特定の契約相手である高体連の事業を補助する目的で行われている特殊な契約であり、業者間の競争により契約相手及び契約額を決定し当該契約相手に県の事業を委託する一般的な委託契約とは性質を異にしている。このような特殊な契約において、予定価格が類推されることによる当該契約事務への支障は想定し難い。

したがって、当該各委託契約に係る予定価格等は、旧条例第8条第8号に該当しないので、開示することが相当である。

諮問実施機関	：熊本県教育委員会（体育保健課）
諮問日	：平成11年10月14日
答申日	：平成15年1月20日（答申第78号）
事案名	：熊本県高等学校体育連盟に対する補助金等の支出関連文書の一部開示決定に関する件（平成11年諮問第82号）

## 答 申

### 第1 審査会の結論

「熊本県高等学校及び盲・聾学校体育・スポーツ振興補助事業関連文書（1998年度）、平成10年度全国高等学校総合体育大会選手派遣事業に関する委託関連文書（1998年度）、平成10年度全九州高等学校体育大会開催事業に関する委託関連文書（1998年度）」について、熊本県教育委員会（以下「実施機関」という。）が非開示とした部分のうち、熊本県高等学校体育連盟（以下「高体連」という。）の口座番号及び口座名義を除き、開示すべきである。

### 第2 諮問に至る経過

- 1 平成11年9月7日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）による全部改正前の熊本県情報公開条例（昭和61年熊本県条例第37号。以下「旧条例」という。）第5条の規定に基づき、「熊本県教育委員会が、熊本県高等学校体育連盟に対して支払い又は支給した補助金、助成金及び委託事情、委託事務等に関わる支出について、それぞれの経緯等を含む関連文書とその基礎となる資料のすべて（1998年度）」について公文書の開示請求を行った。
- 2 平成11年9月21日、実施機関は、開示請求に係る公文書として、熊本県高等学校及び盲・聾学校体育・スポーツ振興補助事業関連文書（1998年度）（以下「本件公文書1」という。）  
平成10年度全国高等学校総合体育大会選手派遣事業に関する委託関連文書（1998年度）（以下「本件公文書2」という。）  
平成10年度全九州高等学校体育大会開催事業に関する委託関連文書（1998年度）（以下「本件公文書3」という。）  
を特定し、旧条例第8条第2号又は第8号に該当することを理由に、次

に掲げる部分を除外し開示する一部開示の決定（以下「本件一部開示決定」という。）を行った。

（１）本件公文書１の非開示部分

ア 高体連会長の氏名

イ 熊本県立盲学校長及び熊本県立熊本聾学校長（以下「盲・聾学校長」という。）の氏名

ウ 平成１０年度第２６回熊本県高等学校総合体育大会及び平成１０年度第４８回熊本県高等学校定時制通信制総合体育大会（以下「県高校総体等」という。）における各競技種目ごとの１位から３位までの上位成績者の氏名

エ 高体連の口座番号及び口座名義

（２）本件公文書２の非開示部分

ア 高体連会長の氏名

イ 平成１０年度全国高等学校総合体育大会（以下「全国高校総体」という。）における熊本県選手の上位成績者の氏名

ウ 高体連の口座番号

エ 全国高校総体等選手派遣事業を高体連に委託する際に実施機関が設定した設計金額、予定価格及び当該予定価格の算定基礎

（３）本件公文書３の非開示部分

ア 高体連会長の氏名

イ 高体連の口座番号及び口座名義

ウ 平成１０年度全九州高等学校体育大会（以下「九州大会」という。）開催事業を高体連に委託する際に実施機関が設定した予定価格及び当該予定価格の算定基礎

３ 平成１１年１０月５日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第６条の規定に基づき、本件一部開示決定を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

４ 平成１１年１０月１４日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、旧条例第１２条第１項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

### 第3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件一部開示決定を取り消し、当該決定において非開示とされた部分について、個人情報については公務執行中の公務員の個人情報（住所、電話番号及び不利益情報は除く）及び法人・団体の名称とその代表者名を全部開示すること、その余の情報については全部開示することを求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び口頭意見陳述の中で述べている異議申立ての理由を要約すれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件一部開示決定は、熊本県情報公開条例第1条の趣旨に反する。
- (2) 高体連に対する補助金、委託料の内容が全然分からない。分からないでお金だけがなんとなく動いているみたいだ、というのはやはりおかしい。
- (3) 物品、サービス等に関して、その単価、料金形態を明らかにしないということは、本来的にそのコストパフォーマンスを判断する基本的基準が欠落していることとなり、税金によって運営される行政行為そのものの信頼性が根底から覆される。

### 第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

#### 1 旧条例第8条第2号（個人識別情報）該当とした理由

公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名については、平成10年9月30日以前の公文書の個人に関する情報であり、また契約相手の代表者の氏名も個人に関する情報である。

#### 2 旧条例第8条第8号（事務事業に支障が生ずるおそれがある情報）該当とした理由

設計金額、予定価格等については、開示することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがある情報である。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書1から本件公文書3までの内容を見分した上で、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容から、本件一部開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

### 1 開示請求に係る公文書について

#### (1) 本件公文書1について

本件公文書1は、県高校総体等の開催事業等について高体連等に補助金を交付するために、実施機関の職員が作成又は取得した文書であり、おおむね次の文書で構成されている。

ア 平成10年度熊本県高等学校及び盲・聾学校体育・スポーツ振興補助事業実施要項の制定についての伺い文

イ 平成10年度熊本県高等学校及び盲・聾学校体育・スポーツ振興補助金交付の決定についての伺い文

ウ 高体連から提出された補助金交付申請書(上記イの添付文書)

エ 補助金の概算払いについての伺い文

オ 高体連から提出された補助金概算払請求書(上記エの添付文書)

カ 補助金額の確定についての伺い文

キ 高体連から提出された補助事業実績報告書(上記カの添付文書)

#### (2) 本件公文書2について

本件公文書2は、全国高校総体等選手派遣事業を高体連に委託するために、実施機関の職員が作成又は取得した文書であり、おおむね次の文書で構成されている。

ア 全国高校総体等選手派遣事業事務委託要項の制定及び同事業の高体連への委託についての伺い文

イ 検査員の任命についての伺い文

ウ 委託料の概算払いについての伺い文

エ 高体連から提出された見積書及び請求書(上記ウの添付文書)

オ 委託契約書(上記ウの添付文書)

カ 委託料の精算についての伺い文及び検査調書

キ 高体連から提出された実績報告書(上記カの添付文書)

#### (3) 本件公文書3について

本件公文書3は、九州大会開催事業を高体連に委託するために、実施機関の職員が作成又は取得した文書であり、おおむね次の文書で

構成されている。

ア 九州大会開催事業の高体連への委託についての伺い文

イ 九州大会運営事業事務委託要項（上記アの添付文書）

ウ 委託料の概算払いについての伺い文

エ 高体連から提出された見積書、請書及び請求書（上記ウの添付文書）

オ 検査員の任命についての伺い文

カ 検査調書

キ 高体連から提出された実績報告書（上記カの添付文書）

## 2 旧条例第8条第2号該当性について

旧条例第8条第2号本文は、開示しないことができる情報として「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。」と規定している。

この趣旨は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーについては最大限に保護するため、特定の個人が識別され得るような情報が記録されている公文書については、同号ただし書に該当するときを除き、非開示とすることを定めたものである。

同号に該当することを理由に実施機関が非開示とした部分は、本件公文書1から本件公文書3までに記録されている情報のうち、高体連会長の氏名、盲・聾学校長の氏名、県高校総体等及び全国高校総体における上位成績者（以下「総体上位成績者」という。）の氏名、高体連の口座番号及び口座名義である。以下、同号該当性について、それぞれの情報ごとに検討する。

### （1）高体連会長の氏名

高体連会長の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであることが認められるので、旧条例第8条第2号本文に該当する。

ただし、同号ただし書口「実施機関が公表することを目的として作成し、又は取得した情報」の該当性について検討する必要がある。この規定に該当する情報の範囲としては、個人が公表することについて了承し、又は公表することを前提として提供した情報及び公にするこ

とが慣行となっていて、公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないと認められる情報が含まれると解する。

高体連会長の氏名は、新聞等で報道されることにより既に公にされており、これらを開示しても、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがない情報であることが認められた。

したがって、高体連会長の氏名は、同号ただし書口に該当するので、開示することが相当である。

## (2) 盲・聾学校長の氏名

盲・聾学校長の氏名は、本件公文書1のうち平成10年10月1日前に決裁の手続が終了した公文書に記録されていると認められるので、これらの情報の開示の可否に当たっては、熊本県情報公開条例の一部を改正する条例(平成10年熊本県条例第30号。以下同じ。)附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の旧条例(以下「平成10年改正前旧条例」という。)第8条第2号の規定が適用される。熊本県情報公開条例の一部を改正する条例による改正後の旧条例第8条第2号ただし書は、同号本文の例外として「公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名」を開示することができる旨を定めているが、平成10年改正前旧条例第8条第2号はこの旨を定めず、公務員とそれ以外の個人とを区別していない。

よって、盲・聾学校長の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであることが認められるので、平成10年改正前旧条例第8条第2号本文に該当する。

ただし、同号ただし書口の該当性について検討する必要がある。

盲・聾学校長の氏名は、実施機関自ら熊本県内の各学校の校長名等を掲載した「学校一覧」という資料を一般向けに頒布しており、また、人事異動情報が新聞等で報道されるなど既に公にされており、これらを開示しても、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがない情報であることが認められた。

したがって、盲・聾学校長の氏名は、同号ただし書口に該当するので、開示することが相当である。



( 3 ) 総体上位成績者の氏名

総体上位成績者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであることが認められるので、旧条例第 8 条第 2 号本文に該当する。

ただし、同号ただし書口の該当性について検討する必要がある。

総体上位成績者の氏名は、新聞等で報道されることにより既に公にされており、これらを開示しても、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがない情報であることが認められた。

したがって、総体上位成績者の氏名は、同号ただし書口に該当するので、開示することが相当である。

( 4 ) 高体連の口座番号及び口座名義

高体連の口座番号及び口座名義は、任意団体である高体連の事業に関する情報であり、旧条例第 8 条第 2 号本文に規定する「個人に関する情報」に該当しないことは明らかである。

したがって、当該口座番号及び口座名義は、同号に該当しない。

ただし、同条第 3 号該当性についても判断する必要があるので、次の 3 で検討することとする。

3 旧条例第 8 条第 3 号該当性について

旧条例第 8 条第 3 号本文は、開示しないことができる情報として「法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。」と規定している。

この趣旨は、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報が記録されている公文書については、同号ただし書に該当するときを除き、非開示とすることを定めたものである。

高体連は、同号に規定する「法人等」に該当し、高体連の口座番号及び口座名義は、同号に規定する「法人等に関する情報」に該当することは明らかである。

次に、これらの情報を開示することにより、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるか否かについて検討する。

当審査会では、平成10年1月13日付け答申第30号及び平成12年3月27日付け答申第63号において、法人等の口座番号及び口座名義は、当該法人等が金銭の出納や事業資金の管理等を行うための重要な内部管理情報であり、それが一定範囲の者に知られ得る性質のものであるとしても、その公表範囲は当該法人等が自ら選択できるものであって、取引の相手方等に対して自ら明らかにする場合以外には、当該法人等の内部管理情報として管理するのが通常であると考えられるので、開示することにより、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるという見解を示している。

一方、最高裁判所第一小法廷判決（平成14年9月12日）において、「元来は事業者が内部限りにおいて管理して開示すべき相手方を限定する利益を有する情報であっても、事業者がそのような管理をしていないと認められる場合には、これが開示されることにより正当な利益等が損なわれると認められることにはならないものというべき」であり、飲食代金の請求書に記載された債権者の口座番号は、これを開示しても債権者の正当な利益等が損なわれると認められるものには当たらない旨の判示がなされている。

上記判決は、「一般的な飲食業者の業務態様をみれば、不特定多数の者が新規にその顧客となり得るのが通例であり、代金の請求書に口座番号等を記載して顧客に交付している飲食業者にあつては、口座番号等を内部限りにおいて管理することよりも、決済の便宜に資することを優先させているものと考えられ、請求書に記載して顧客に交付することにより、口座番号等が多数の顧客に広く知れ渡ることを容認し、当該顧客を介してこれが更に広く知られ得る状態に置いているものといえることができる。」と述べている。

しかしながら、高体連は、営利を目的とする団体ではないので、その業務態様も飲食業者のものとは明らかに異なり、また、熊本県内の各高等学校を会員とする団体であるため、その収入の相手方も自ずと限定されるものと考えられる。

このような団体にあつては、一般に、口座番号及び口座名義は、当該団体の内部管理情報として管理するのが通常であると考えられるので、開示することにより、当該団体の正当な利益を害すると認められる。

したがって、当該口座番号及び口座名義は、旧条例第8条第3号本文

に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないので、開示しないことが相当である。

#### 4 旧条例第8条第8号該当性について

旧条例第8条第8号は、開示しないことができる情報として「県又は国等が行う取締り、監査、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟その他事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が損なわれるもの、特定のものに不当な利益若しくは不利益が生ずるもの、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの又は県の行政の公正若しくは円滑な運営に著しい支障が生ずることが明らかなもの」と規定している。

この趣旨は、開示することにより、当該事務事業の公正又は円滑な執行の確保に支障が生ずると認められる情報が記録されている公文書については、非開示とすることを定めたものである。

当審査会は、同号の解釈・適用に当たっては、行政機関の側の利便を基準にその主観的判断に基づいて決されるべきものではなく、保護されるべき利益が実質的に保護するに値する正当なものか、支障が具体的に存在することが客観的に明白であるといえるか、などについて総合的に検討しなければならないものと解する。

同号に該当することを理由に実施機関が非開示とした部分は、本件公文書2及び本件公文書3に記録されている情報のうち、全国高校総体等選手派遣事業及び九州大会開催事業に係る各委託契約（以下「本件各委託契約」という。）を高体連との間に締結する際に実施機関が定めた設計金額、予定価格及び当該予定価格の算定基礎（以下「予定価格等」という。）である。

これらの情報は、同号に規定する「県が行う事務事業に関する情報」に該当することは明らかである。

次に、これらの情報を開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるか否かについて検討する。

一般に、毎年度同様の内容で発注が行われる契約に係る予定価格等を開示すると、これらの情報をもとに次年度以降の予定価格が容易に類推

される可能性があり、結果として当該契約事務の適正を害するという事態を招くことが考えられる。

しかしながら、本件各委託契約は、高体連以外に当該事業を委託できる団体がないとの理由から契約相手が特定しており、さらに、本件公文書 2 及び本件公文書 3 中の当該事業委託に関する基本的事項を定めた委託要項によれば、本件各委託契約は、全国高校総体等に係る生徒の参加経費の一部や九州大会に係る開催費の一部を補助する目的で行われているものであることが認められた。

すなわち、本件各委託契約は、特定の契約相手である高体連の事業を補助する目的で行われている特殊な契約であり、業者間の競争により契約相手及び契約額を決定し当該契約相手に県の事業を委託する一般的な委託契約とは性質を異にしている。このような特殊な契約において、予定価格が類推されることによる当該契約事務への支障は想定し難い。

よって、これらの情報を開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるとする実施機関の主張は採用できない。

したがって、本件各委託契約に係る予定価格等は、旧条例第 8 条第 8 号に該当しないので、開示することが相当である。

## 5 結論

以上により、冒頭の「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 熊本県情報公開審査会

会	長	坂本 仁郎
会長職務代理者		石橋 敏郎
委	員	福嶋美和子
委	員	大江 正昭
委	員	林田美恵子

審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 1 1 年 1 0 月 1 4 日	・ 諮問 ( 第 8 2 号 )
平成 1 1 年 1 1 月 2 2 日	・ 実施機関から一部開示理由説明書を受理
平成 1 3 年 1 1 月 2 7 日	・ 諮問の審議
平成 1 4 年 1 月 1 0 日	・ 異議申立人から意見を聴取
平成 1 4 年 1 0 月 3 1 日	・ 諮問の審議
平成 1 4 年 1 1 月 2 5 日	・ 諮問の審議
平成 1 4 年 1 2 月 2 6 日	・ 諮問の審議